

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
温泉法（昭和23年法律第125号）第18条第5項	変更命令	生活衛生課

1 法第18条第5項に基づき、法第18条第4項の規定による届出に係る掲示の内容を変更すべきことを命ずる場合の審査基準は次のとおりとする。

法第18条第1項の施設において入浴する者又は同項の温泉を飲料として摂取する者の健康を保護するために必要があると保健所長が認めること。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。